2020 年 4 月 28 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
株式会社パソナグループ
代表取締役　　南部　靖之

兵庫県淡路市野島蟇浦 985 番地 1
株式会社パソナスマイル
代表取締役　　山本　絹子

会社分割に関する事前開示事項

株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます。）を吸収分割会社、株式会社パソナスマイル（以下「パソナスマイル」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）にあたり、会社法第 782 条第 1 項・第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条・第 192 条の定めに従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他の事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．吸収分割契約の内容

パソナグループ及びパソナスマイルは、別添 1 のとおり、2020 年 4 月 27 日付で、分割契約書を締結しております。

２．分割対価の相当性に関する事項

パソナスマイルはパソナグループに対し、本件分割に際して、金銭等の交付は行いません。パソナスマイルはパソナグループの完全子会社であることから、かかる取扱いは相当であるものと判断しております。

３．当事会社の計算書類等の内容

パソナグループの最終事業年度に係る計算書類等は別添 2 のとおりです。尚、パソナスマイルは、2020 年 4 月 1 日に設立された法人のため、該当資料はありません。

４．重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

５．吸収分割会社・吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（１）吸収分割会社であるパソナグループの債務の履行の見込みについて

分割会社であるパソナグループの 2019 年 5 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、59,306 百万円及び 40,014 百万円です。また、2019 年 5 月 31 日から現在に至るまでパソナグループの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、

本件効力発生日以後におけるパソナグループの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、債務の履行見込みがあると判断しております。

（２）吸収分割承継会社であるパソナスマイルの債務の履行見込みについて

分割承継会社であるパソナスマイルは、2020 年 4 月 1 日に出資金 200 百万円で設立された法人であり、2020 年 4 月 1 日から現在に至るまで資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、その他に本件効力発生日以後におけるパソナスマイルの債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。

なお、分割対価は交付しないため、本件効力発生日以後もパソナスマイルの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、債務の履行見込みがあると判断しております。

分 割 契 約 書

株式会社パソナグループ（住所：東京都千代田区丸の内一丁目５番１号）（以下「甲」という。）と株式会社パソナスマイル（住所：兵庫県淡路市野島蟇浦 985 番地 1）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第 1 条　甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲の淡路島における飲食事業の一部（キャラクターをモチーフにした施設に関する事業、以下「本件事業」という。）に関する権利義務の一部（詳細は第 3 条に定義される。）を、本契約第 4 条に定義される本件効力発生日をもって乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（分割に際して交付する金銭等）

第 2 条　乙は、甲の完全子会社であることから、本件分割に際して、乙は甲に対して金銭等を交付しない。

（乙が甲から承継する権利義務）

第 3 条　乙は、第 4 条に定義される本件効力発生日をもって、本件分割により、甲から、甲が本件事業に関して有する権利義務のうち別紙記載のもの（以下「本件権利義務」という。）を承継する。なお、債務の承継については重畳的債務引受による。

2　前項に基づき乙が承継した債務に係る債権者からの請求を甲が受け、これを支払った場合、甲は乙に対して当該支払額を請求し、乙は速やかに甲に対して支払うものとする。

3　甲及び乙は、本件権利義務の甲から乙への承継に関し、登記、登録、通知、承諾、その他所定の手続が必要となる場合には、相互に協力して当該手続を行う。

（効力発生日）

第 4 条　本件効力発生日は、2020 年 6 月 1 日とする。ただし、本件分割にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

（分割承認総会）

第 5 条　甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2　乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

（善管注意義務）

第 6 条　甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行ない、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なおうとする場合には、あらかじめ協議のうえ、これを行なう。

（競業）

第 7 条　甲は、本件分割の効力発生後においても、乙が承継する本件事業について競業避止義務を負わない。

（変更及び解除）

第 8 条　本契約締結後本件効力発生日までの間において、本件権利義務、又は甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を解除して、本件分割を中止することができる。

（契約の効力）

第 9 条　本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第 10 条　本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保管する。

2020 年 4 月 27 日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
株式会社パソナグループ
代表取締役　南部　靖之

乙：兵庫県淡路市野島蟇浦 985 番地 1
株式会社パソナスマイル
代表取締役　山本　絹子

別　紙

承継する権利義務

１．資産

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に関して有する一切の資産。但し、以下に掲げるものは除く。

①現預金（小口現金、現金釣銭、売上現金（いずれも店舗内に存在する現金に限る。）を除く）

②売掛金

③預け金

④駐車場に関する土地及び賃貸借契約に基づき差し入れている敷金

⑤前払年金費用

２．負債

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に関して負担する一切の負債。但し、以下に掲げるものは除く。

①買掛金

②未払金

③未払法人税等、未払消費税等その他の租税債務

④未払いの報酬支払債務、賃金支払債務その他人事労務に関する金銭支払債務（本件効力発生日の前日の終了時点における貸借対照表に計上されている賞与引当金を除く。）

⑤４．において承継対象から除外されている契約に関連する負債、義務又は債務

３．雇用契約

本件効力発生日の前日の終了時点において本件事業に従事する従業員（但し、会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）第 4 条第 1 項に基づき異議を述べた者を加え、同法第 5 条第 1 項に基づき異議を述べた者を除く。）と甲との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（但し、２．④に規定する負債を除く。）。

４．契約（３．に規定する雇用契約を除く）

本件効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲を当事者として本件事業に係る契約に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

但し、以下に掲げるものを除く。

① 株式会社パソナふるさとインキュベーションとの間で締結している契約

② 2018 年 3 月 30 日付、株式会社三菱東京 UFJ 銀行（現 株式会社三菱 UFJ 銀行）との実行可能期間付タームローン契約書

５．許認可

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に属する許可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上

２　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2018年５月31日)	当事業年度 (2019年５月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,393	7,725
売掛金	※1　591	※1　462
原材料及び貯蔵品	12	11
前払費用	※1　437	※1　484
未収還付法人税等	557	―
未収消費税等	260	―
短期貸付金	※1　881	※1　975
未収入金	※1　1,910	※1　2,064
その他	※1　2,371	※1　2,042
貸倒引当金	△666	△921
流動資産合計	10,748	12,845
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,332	3,363
構築物	240	236
機械及び装置	0	0
車両運搬具	28	34
工具、器具及び備品	565	482
土地	1,283	2,003
リース資産	1,422	1,110
建設仮勘定	301	436
有形固定資産合計	7,175	7,666
無形固定資産		
ソフトウエア	268	265
その他	5	10
無形固定資産合計	274	275
投資その他の資産		
投資有価証券	535	544
関係会社株式	33,766	33,758
長期貸付金	※1　2,766	※1　1,895
前払年金費用	31	29
繰延税金資産	588	―
敷金及び保証金	※1　1,668	※1　1,873
その他	※1　297	※1　416
投資その他の資産合計	39,654	38,518
固定資産合計	47,104	46,460
資産合計	57,853	59,306

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金	6,044	9,133
1年内償還予定の社債	56	56
ＣＭＳ預り金	※1 15,321	※1 15,293
リース債務	501	380
未払金	※1 932	※1 769
未払費用	88	112
未払法人税等	21	166
賞与引当金	57	82
資産除去債務	18	―
その他	※1 140	※1 220
流動負債合計	23,184	26,214
固定負債		
社債	344	288
長期借入金	13,752	12,069
リース債務	1,181	928
長期預り保証金	※1 131	※1 25
役員株式給付引当金	120	230
従業員株式給付引当金	8	65
繰延税金負債	―	7
資産除去債務	10	166
その他	3	18
固定負債合計	15,553	13,799
負債合計	38,737	40,014
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	5,000	5,000
その他資本剰余金	9,528	9,528
資本剰余金合計	14,528	14,528
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,741	1,908
利益剰余金合計	1,741	1,908
自己株式	△2,154	△2,145
株主資本合計	19,115	19,291
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	19,115	19,292
負債純資産合計	57,853	59,306

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2017年６月１日 至 2018年５月31日）	当事業年度 （自 2018年６月１日 至 2019年５月31日）
売上高	※1 8,709	※1 8,751
売上原価	※1 2,017	※1 2,141
売上総利益	6,691	6,610
販売費及び一般管理費	※1，2 6,591	※1，2 8,419
営業利益又は営業損失（△）	99	△1,809
営業外収益		
受取利息	※1 56	※1 56
補助金収入	4	1
不動産賃貸料	※1 646	※1 796
協賛金収入	20	36
その他	※1 50	※1 58
営業外収益合計	778	950
営業外費用		
支払利息	※1 187	※1 198
コミットメントフィー	43	38
貸倒引当金繰入額	156	254
不動産賃貸費用	※1 644	※1 749
その他	107	40
営業外費用合計	1,139	1,281
経常損失（△）	△261	△2,139
特別利益		
固定資産売却益	―	0
関係会社株式売却益	―	4,838
特別利益合計	―	4,838
特別損失		
固定資産除売却損	2	2
減損損失	―	※3 101
投資有価証券評価損	85	11
関係会社株式評価損	202	1,875
特別損失合計	290	1,991
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△551	706
法人税、住民税及び事業税	△1,132	△570
法人税等調整額	△160	596
法人税等合計	△1,293	25
当期純利益	741	681

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年６月１日　至 2018年５月31日)

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,000	5,000	7,560	12,560	3	1,443	1,447
当期変動額							
剰余金の配当				－		△447	△447
圧縮積立金の取崩				－	△3	3	－
当期純利益				－		741	741
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			1,967	1,967			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－			－
当期変動額合計	－	－	1,967	1,967	△3	297	293
当期末残高	5,000	5,000	9,528	14,528	－	1,741	1,741

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,968	15,039	0	0	15,040
当期変動額					
剰余金の配当		△447		－	△447
圧縮積立金の取崩		－		－	－
当期純利益		741		－	741
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
自己株式の処分	1,814	3,781		－	3,781
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	0	0	0
当期変動額合計	1,814	4,075	0	0	4,075
当期末残高	△2,154	19,115	0	0	19,115

当事業年度(自 2018年６月１日　至 2019年５月31日)

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000	5,000	9,528	14,528	1,741	1,741
当期変動額						
剰余金の配当				－	△514	△514
当期純利益				－	681	681
自己株式の取得				－		－
自己株式の処分				－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	166	166
当期末残高	5,000	5,000	9,528	14,528	1,908	1,908

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,154	19,115	0	0	19,115
当期変動額					
剰余金の配当		△514		－	△514
当期純利益		681		－	681
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
自己株式の処分	9	9		－	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	0	0	0
当期変動額合計	9	176	0	0	176
当期末残高	△2,145	19,291	0	0	19,292

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価額等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

４．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む)及び構築物

定額法(ただし、2016年３月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法)

その他の有形固定資産

定率法

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア　社内における利用可能期間(５年以内) に基づく定額法

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

(4)役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5)従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6)退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括損益処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしているため、金利スワップは特例処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3)ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(3)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」28百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」588百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第４項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

（追加情報）

当社の株式給付信託

(1)株式給付信託（BBT）

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び役付執行役員（監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(2)株式給付信託（J-ESOP）

当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
短期金銭債権	3,738	5,256
短期金銭債務	15,626	15,648
長期金銭債権	2,809	1,933
長期金銭債務	100	1

２　担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

（1）担保に供している資産

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
建物	－	1,199
土地	－	57
計	－	1,256

（2）担保に係る債務

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
短期借入金	－	90
長期借入金	－	1,665
計	－	1,755

３　偶発債務は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
健康保険組合への保険料に対する債務保証		
株式会社パソナテキーラ	6	－
株式会社パソナふるさとインキュベーション	1	－
株式会社パソナナレッジパートナー	1	－
株式会社ベネフィットワン・ペイロール	0	－
株式会社パソナ農援隊	0	－
株式会社パソナマスターズ	0	－
株式会社ＶＩＳＩＴ東北	0	－
株式会社ブリッジ・フォース	0	－
株式会社イーハトーブ東北	0	－
株式会社アートリボン	0	－
工事請負代金に対する債務保証		
株式会社ニジゲンノモリ	967	868

（損益計算書関係）

※１　各項目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2017年６月１日 至　2018年５月31日）	当事業年度 （自　2018年６月１日 至　2019年５月31日）
売上高	6,616	6,539
売上原価	176	55
販売費及び一般管理費	1,769	2,012
営業取引以外の取引高	167	180

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5.3％、当事業年度8.1％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94.7％、当事業年度91.9％であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2017年６月１日 至　2018年５月31日）	当事業年度 （自　2018年６月１日 至　2019年５月31日）
給料及び賞与	1,544	2,155
賞与引当金繰入額	47	72
役員株式給付引当金繰入額	120	119
従業員株式給付引当金繰入額	8	56
賃借料	617	624
減価償却費	454	681
業務委託費	1,239	1,331

※３　減損損失の内訳は、次のとおりであります。

(1) 減損損失を計上した主な資産グループの概要

場所	用途	種類
兵庫県淡路市	店舗・事業用資産	建物及び土地　等

(2) 減損損失に至った主な経緯

店舗・事業用資産の一部施設において、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、その帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

（単位:百万円）

種類	金額
建物	65
構築物	4
工具、器具及び備品	2
土地	25
投資その他の資産等	3

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として法人を基本単位として資産のグルーピングをしておりますが、一部においては、店舗を基本単位として資産のグルーピングをしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため零としております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2018年５月31日）

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,754	131,986	130,231

当事業年度（2019年５月31日）

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,691	177,869	176,177

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

種類	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
子会社株式	31,953	31,892
関連会社株式	58	174
合計	32,011	32,066

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
繰延税金資産		
減価償却	262	39
貸倒引当金	204	282
賞与引当金	20	34
未払事業所税	6	8
未払事業税	―	11
未払費用	2	2
関係会社株式売却益	70	70
関係会社株式評価損	1,471	2,017
繰越欠損金	1,104	758
資産除去債務	8	50
その他	52	134
繰延税金資産小計	3,204	3,408
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	―	△758
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	―	△2,579
評価性引当額小計	△2,579	△3,337
繰延税金資産合計	624	70
繰延税金負債		
未収事業税	△0	―
前払年金費用	△9	△9
その他有価証券評価差額金	△0	△0
資産除去債務	△2	△47
その他	△22	△21
繰延税金負債合計	△35	△78
繰延税金資産（負債）の純額	588	△7

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりであります。

（単位：％）

	前事業年度 （2018年５月31日）	当事業年度 （2019年５月31日）
法定実効税率	30.86	30.62
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△8.70	13.95
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	227.04	△151.41
住民税均等割額	△2.37	1.82
外国子会社配当源泉税	△0.56	1.33
連結納税制度適用による影響	6.49	△2.77
評価性引当額	△17.74	108.57
過年度法人税等	△0.03	△0.35
その他	△0.44	1.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	234.55	3.60

（重要な後発事象）

（子会社株式の一部売却）

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社ベネフィット・ワンの株式を一部売却いたしました。

１．株式売却の理由

当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワンが2018年11月28日より東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されたことを受け、同社株式の流動性確保に資するものと考え、保有する同社株式の一部を売却いたしました。

同社は、パソナグループの中核企業であり、当社と同社は共に上場会社であることから相互に独立した事業運営を行っておりますが、グループ経営の一環として、今後も同社の株式を継続的に保有してまいります。

２．子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称：株式会社ベネフィット・ワン

事業の内容：福利厚生代行サービス

３．株式売却日

2019年６月12日

４．売却した株式の数

4,800,000株

５．売却価額

9,100百万円

６．売却益

8,596百万円

７．売却後の持分比率

50.01％

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	3,332	532	65 (65)	436	3,363	731
	構築物	240	19	4 (4)	18	236	42
	機械及び装置	0	－	－	－	0	0
	車両運搬具	28	48	－	43	34	63
	工具、器具及び備品	565	191	91 (2)	182	482	583
	土地	1,283	757	38 (25)	－	2,003	－
	リース資産	1,422	141	0	453	1,110	601
	建設仮勘定	301	192	58	－	436	－
	計	7,175	1,883	257 (98)	1,134	7,666	2,022
無形固定資産	ソフトウエア	268	83	－	87	265	537
	その他	5	4	－	0	10	0
	計	274	88	－	87	275	538

(*)「当期減少額」欄の（）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

（注）1 建物の増加の主なもの
大阪新拠点移設 349百万円
ハローキティスマイル増設 94百万円
2 建物の減少の主なもの
店舗・事業用施設減損 65百万円
3 工具、器具及び備品の増加の主なもの
大阪新拠点移設 56百万円
ハローキティスマイル増設 47百万円
4 工具、器具及び備品の減少の主なもの
ハローキティスマイルリースバック 87百万円
5 土地の増加の主なもの
店舗・事業用等 757百万円
6 土地の減少の主なもの
店舗・事業用施設減損 25百万円
7 リース資産（有形）の増加の主なもの
ハローキティスマイルリースバック 87百万円
8 ソフトウェアの増加の主なもの
新店舗用映像制作 50百万円

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	666	254	－	921
賞与引当金	57	82	57	82
退職給付引当金	△31	16	14	△29
役員株式給付引当金	120	119	9	230
従業員株式給付引当金	8	56	－	65

（注） 退職給付引当金は、貸借対照表「投資その他の資産」に「前払年金費用」として表示しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年８月16日

株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　武　尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パソナグループの2018年６月１日から2019年５月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パソナグループの2019年５月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。